

公共政策研究科学位授与基準

修士論文	政策研究論文	博士論文
①公共政策課題を適切に取り扱っていること ②課題に関する歴史的経緯と社会的背景について理解し、記述できていること ③論文としての形式を備え、論理的に一貫していること ④データ、資料の収集、整理、分析に工夫を施していること ⑤課題に関する学問上の先行研究を検討し考察を加えていること	①公共政策課題を適切に取り扱っていること ②課題に関する歴史的経緯と社会的背景について理解し、記述できていること ③論文としての形式を備え、論理的に一貫していること ④データ、資料の収集、整理、分析に工夫を施していること ⑤適切な政策提言を行っていること	①公共政策課題を適切かつ独自の視点から取り扱っていること ②課題に関する歴史的経緯と社会的背景について十分かつ独創的に分析し、説明していること ③学術書として公刊可能であり、論理展開が明快であること ④社会調査を含む、データ、資料の収集、整理、分析に独自かつ専門的な工夫を施していること ⑤課題に関する学問上の先行研究を網羅的に検討し、正当な批判を加え、新しい学説を提示するなど、学会への貢献が認められること ⑥独創的かつ現実的な政策提言を行っていること

<修士論文の審査方法>

修士論文の審査は主査と副査の2名の教員が行う。指導教員は副査を担当する。評価は、教員と本研究科大学院生に公開されるプレゼンテーション及び質疑応答と、非公開の最終審査によって決定される。

<博士論文の申請要件（博士論文受理基準）>（2015年度入学者より）

博士後期課程については、研究指導科目である演習をリサーチワークと位置づけるが、指導教官の指導に応じて、論文に関連する修士課程の科目についても受講する場合がある。

学生はコース及び専攻ごとに開催される中間発表会での報告を行う。さらに演習の中でも随時成果を報告する。

博士論文の審査を受けるにあたっては、下記要件を満たさなければならない。

【博士論文申請の前提条件】

- ① 博士課程入学後における学会報告もしくはそれに相当する研究会やシンポジウム等での報告1回以上
- ② 博士課程入学後に投稿した査読つき投稿論文2編以上(内1編を公共政策研究科『公共政策志林』に代えることができる)
- ③ 上記①～②に代わる研究業績(特許等職務上の業績など)

<博士論文の審査に関する申し合わせ> (2015年度入学者より)

博士論文の審査については、3名以上で構成される審査小委員会を設置する。主査は専門領域が同じでかつ第三者となる教員とし、指導教授は副査として審査に当たる。

審査小委員会は、口述試験を実施し、論文および学識が博士の学位授与に適切かどうかを判断する。

審査の結果、博士の学位論文として認められると判断された場合は、学外の研究者や大学院生が参加できる公開の審査会において博士論文を発表する。

審査小委員会は論文内容および発表・質疑応答を含めて総合的に評価し、最終的な合否判定は研究科教授会が行う。

以上